

平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日

平成 1 8 年第 4 回岬町議会定例会

第 3 日会議録

平成18年第4回(12月)岬町議会定例会第3日会議録

平成18年12月15日(金)午前10時30分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 和 田 博 之
5番 奥 野 学	6番 中 原 晶	7番 辻 下 正 純
8番 竹 内 邦 博	9番 出 口 実	10番 反 保 多喜男
11番 岡 本 重 樹	12番 和 田 勝 弘	14番 福 田 収
15番 谷 本 貢	16番 田 島 乾 正	17番 (欠員)

欠席議員 次のとおり1名であります。

13番 鳥谷部 昭

欠 員 1名

傍 聴16名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	助 役 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	住 民 部 副 理 事 兼 住 民 生 活 課 長 岡 本 茂
福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	事 業 部 長 松 永 英 三
事 業 部 理 事 藏 ヶ 崎 龍 男	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
教 育 部 長 岡 田 耕 治	教 育 部 副 理 事 兼 生 涯 学 習 課 長 淵 原 義 仁

教育部副理事  
兼青セ文セ所長  
総務部  
行財政改革課長  
総務部危機管理課長

一本稔明  
四至本直秀  
亀崎義夫

教育部副理事  
兼淡輪公民館長  
企画部企画人事課長

入口博行  
保井太郎

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻下一博

議会事務局主幹  
兼議会係長 竹下雅樹

#### 議事日程

日程1 二常任委員長報告

日程2 議員提出議案第3号 岬町議会議員定数条例の一部を改正する件

(午前10時30分 開議)

和田博之議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成18年第4回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻、午前10時30分であります。

本日の出席議員は14名であります。欠席者数は1名、欠員は1名であります。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

和田博之議長 日程1、「委員長報告」を議題といたします。

過日、12月6日の本会議において、総務文教、事業民生の各委員会に付託しました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただいた、その結果を二常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業民生委員長の報告を求めます。事業民生委員長、川端啓子君。

○川端事業民生委員長 議長の許可を得ましたので、事業民生委員会委員長報告をいたします。

去る12月6日の本会議において、本委員会に付託されました10件の議案について、12月7日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配付いたしております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第107号、平成18年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、議案第107号のうち、本委員会に付託された案件は、挙手多数で可決されました。

次に、議案第109号、平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第110号、平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第111号、平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第112号、平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第117号、平成18年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第118号、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第121号、大阪府後期高齢者医療広域連合の設置に係る協議の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

次に、議案第123号、岬町基金条例の一部を改正する件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第124号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された10議案ともに可決すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。ありがとうございました。

和田博之議長 事業民生委員長の報告が終わりました。

それでは、事業民生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田博之議長 質疑なしと認めます。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、福田 収君。

○福田総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

去る12月6日の本会議において、本委員会に付託されました11件の議案については、12月8日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付いたしております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

まず、議案第107号、平成18年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、議案第107号のうち、本委員会に付託された案件は、挙手多数で可決されました。

次に、議案第108号、平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第113号、平成18年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第2次）の件、議案第114号、平成18年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）の件、議案第115号、平成18年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）の件、議案第116号、平成18年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第2次）の件の4件については、一括議題とし、質疑・討論なく、4件とも満場一致で可決されました。

次に、議案第112号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第125号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件、議案第126号、岬町消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する件の2件については、一括議題とし、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第127号、岬町立幼稚園条例の一部を改正する件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第128号、岬町公民館条例の一部を改正する件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された11議案ともに可決すべきものと決定いたしております。

以上で報告を終わります。

和田博之議長　ここで傍聴者の方をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方、マナーモードにするか、携帯電話の電源をお切り願いたいと思います。

それでは、総務文教委員長の報告が終わりました。

総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田博之議長　質疑なしと認めます。

以上で、二常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第107号「平成18年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原議員、反対ですか、賛成ですか。

中原 晶議員 反対です。

和田博之議長 反対討論、どうぞ中原議員。

中原 晶議員 反対討論いたします。

委員会の場でも反対討論を行いました、この場で私の所属しておらない総務文教委員会の審議も考慮しまして、改めて反対討論をいたしたいと思えます。

今回の補正予算に関しましては、評価できる点も当然多々含んでいると考えています。要保護、準要保護の生徒への支援の予算化ですとか、あと、生活に必要なことで急を要するものなども含まれていまして、また、さまざまな行事の費用を少しでも安く抑えようということで、町職員の皆さんの頑張ろうとしている姿勢もうかがえた面もありまして、評価できる点もあると考えておりますが、大きく2つの点で反対したいと考えています。

1つは、海釣り公園の予算化に関する問題であります。委員会でもいろいろ事情があるということをご説明いただきましたけれども、当初の予定よりも前倒しして行う事業が多いということで、計画のずさんさを感じています。この1つの新しい事業をこのご時世に行っていくということであるにもかかわらず、計画がどんどん変わっていきまして、今年度の予算だけで見ても、3月の当初予算と比べまして5,987万円も現時点で増額していると。これに関しては、どう考えても計画がずさんであるというふうに判断せざるを得ないというふうに考えています。

また、後期高齢者医療制度にかかわる予算化も含まれておりまして、この制度に関しては、高齢者の負担を一層重くする可能性を否定できないという点と、高齢者を医療から遠ざける結果になりかねないという大きく2つの点で大きな危惧がありますので、反対いたします。

以上です。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 次に、原案反対の方、おられませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第107号「平成18年度岬町一般会計補正予算(第4次)件」について、起立により採決いたします。

本件についての二常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

二常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第108号「平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第108号「平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第109号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第109号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第110号「平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第110号「平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第111号「平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第111号「平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第111号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第112号「平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第112号「平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第112号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第113号「平成18年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第113号「平成18年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第113号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第114号「平成18年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第114号「平成18年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第114号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第115号「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第115号「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第115号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第116号「平成18年度岬町谷川財産区特別会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第116号「平成18年度岬町谷川財産区特別会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第116号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第117号「平成18年度岬町水道事業会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第117号「平成18年度岬町水道事業会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第117号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第118号「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

中原 晶議員 賛成です。

和田博之議長 まず、反対の方おられませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 なければ賛成討論を許します。中原議員、どうぞ。

中原 晶議員 この件については、淡輪火葬場という、もともと町のもので、町の責任で管理運営をしていたという施設の管理運営の中身を事業者任せるということでありまして、委員会審議の中でいろいろお聞かせいただきまして、町としても経費削減に努力していると。事業者としても墓地の管理などについても努めていきたいということでお聞きしておりまして、その点については大きく評価したいと思います。

ただ、これはもともと町のもので、直営のとき以上にサービスが向上されるということですか、あと公平性に配慮した運営がなされるように、町としても、引き続いて努力していただきたいということをお聞かせいただきまして、賛成討論といたします。

以上です。

和田博之議長 次に、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 なければ討論ございませんか。賛成討論もございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第118号「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

す。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第118号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第121号「大阪府後期高齢者医療広域連合の設置に係る協議の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

中原 晶議員 この件については、委員会の中でも時間を割いていただきまして、いろいろお答えいただいたところではありますが、改めてこの場で反対討論をいたしたいと思います。

先ほどの一般会計補正予算のところでも少し触れましたけれども、この件に関して、大きく3点について、先ほどは2点と言いましたけれども、3点について問題があると感じておりますので、反対をいたします。

1点目は、高齢者の負担を一層重くする可能性が大にあるということであります。この後期高齢者医療制度の出発点として、広域連合をつくるということで、この議案が出てきているわけですけれども、後期高齢者医療制度というものは、75歳以上のすべての高齢者一人一人に保険料が課せられるというものでありまして、それまで家族の扶養だった方も扶養から切り離されて、一人一人に保険料が課せられるというもので、ほとんどの方が介護保険と同様に天引きをされるという格好で課せられるというものであります。この仕組みについても、75歳以上の高齢者の方々の医療費が上がれば、保険料も自動的に引き上がっていくという仕組みになっておりまして、負担について非常に大きな不安があります。

2点目に、高齢者を医療から遠ざけることになりかねないという、そのことについて大きな危惧があります。これは国会の審議の中で、滞納者から保険証を取り上げて、短期保険証だとか、資格証明書が発行されるという議論がされていたということを委員会の中でお話させていただきました。こういう実態になるかどうか分からないと委員会の中では言われていましたけれども、国会の審議の中でそのような話がされて、それに伴って地方自治体におりてきているもので、同じようなことが行われる可能性は大にあるということで、お金がないために医療を受けられないという高齢者が出てくる可能性について、非常に心配しております。

大きな3点目で、広域連合についてなんですけれども、広域連合というのは住民の声が届きにくいという問題点がもともとあります。広域連合については、広域的に処理することが適切な事

務を複数の市町村で行うというもので、本来は市町村から自発的に発議していくものだということでありまして、今回の広域連合に関しては、国の方で法律で設置をしまして、全市町村に加盟を義務づけて、脱退も認めないと、異例づくめのものであります。これは地方自治の建前にも反するものとして、1つ大きな問題があるというふうに感じています。こういう制度を押しつけられる自治体も非常に迷惑な部分もあるかなと感じていますが、この先、実際に運用面はどうなるのか、負担がどうなるのか、不透明な部分が大変多くて、職員の皆さんもご苦労されるところだと思いますけれども、この内容を協議していく、そのための手続である条例に当たるわけですが、75歳以上の高齢者の皆さんの命と健康を守れるという保障がないと感じておりますので、反対いたします。

以上です。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより、議案第121号「大阪府後期高齢者医療広域連合の設置に係る協議の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第121号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第122号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第122号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

す。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第122号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第123号「岬町基金条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、反対の方の発言を許します。反対の方おられませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 それでは、賛成。和田勝弘議員。

和田勝弘議員 この岬町基金条例の一部を改正する件については、この基金に積み立てする原資は財産区の財産の売却であり、その売却の際、売り払い代金を財産区と町で割り振りする。比率を51対49と設定していることに不満を持っています。また、基金の積み立て割合についても納得ができない。

和田博之議長 和田勝弘議員、賛成討論ですか。今、賛成討論。

和田勝弘議員 賛成討論です。

しかし、基金条例は、多奈川地区多目的公園の今後の維持管理の運営に必要と考え、賛成討論いたします。

和田博之議長 次に、原案反対の方の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 それでは、賛成の方。中原議員。

中原 晶議員 この条例については、多奈川地区の多目的公園の維持管理運営ということで、委員会の審議の中で、魅力のある公園として維持管理していきたいと。また、魅力を発信していきたいということで、前向きな姿勢も感じられまして、ただ、実際の運用に関しましては慎重で丁寧な運用方法を考えないと、破綻のおそれもあるということの一つは心配しておりますけれども、よく知恵を絞っていただいて、集客力を得るような運営とかPRなどをしていただいて、この基金を厳正かつ有効に運用されるように要望いたしまして、賛成討論といたします。

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第123号「岬町基金条例の一部を改正する件」について、起立により採決い

たします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第123号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第124号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

中原 晶議員 この条例は、粗大ごみとか不燃ごみ、それ以外もですけれども、そのあたりに処理に係る有料化という中身ですけれども、提案理由ですとか、これまでの行財政改革委員会の中なんかでの審議も聞いておきまして、不公平感の解消と、あと、ごみの減量化というふうに理由を上げられておりますが、いろいろ議論を突き詰めていきますと、最後には、結局コスト面の議論になっていっているというのが実際であります。

受益者負担の適正化ということを言われますけれども、これについてはたくさん出す人がいると。たくさん出す人については、受益者ということでお金を払っていただくというお考えだと思いますけれども、そうであるならば、一定量以上出した場合にのみ負担を課せばいいんではないかなというふうに感じておるところであります。ごみを少なく努力して出しているような方からも、そういう方にも負担を強いていくということは間違いだと考えています。

また、このごみ問題は、根本的には国の行ってきたごみ行政の誤りが背景にあるというふうに考えておきまして、岬町という1つの自治体においても、国の誤りのつけを回されているということ御苦労されていることと思えますけれども、本当にごみの減量と、ごみを減らすということにはリデュースという、ごみになるものを減らすという考え方が欠かせないわけで、ごみの発生源の責任、生産者の責任を求めていくべきだということを委員会の場でもお話をさせていただきました。このことを求めないで、消費者である住民だけに負担を求めるということでは解決できないというふうに考えています。

根本的な解決や見通しを持たないで、住民負担でこの問題を一時的に切り抜けようとするという、そういう姿勢について誤りだと考えますので、反対いたします。

以上です。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。田島議員。

田島乾正議員 もろ手を挙げての賛成ではございませんので、賛成討論の中で、一部私の考えも、そして、一部指摘も踏まえて賛成討論といたします。

なぜかといいますと、私は、過去からごみ問題について、やはり有料化部分について、委員会においても一般質問においても訴えた歴史がございます。そして、今回やっごみ問題の条例化に踏み切っていただいたと。しかし、目的は、当然収益のためにやるんでなくて、やはり受益者負担、まず受益者負担と。先ほど、討論は違うんですけども、中原議員が受益者負担の部分を訴えているんですけども、それは別として、やはり上下水においても、当然ただというわけにいかんですね。ごみにおいても、当然、今の時代は受益者負担と、そういう運用していかないかと。

なぜかと申しますと、何も有料化して、ごみ減量化して、町の一般会計潤うんじゃないかと、ただ、この住民さんの手数料、これをやはり住民さんのごみを焼却する焼却コスト減、いろんな部分に当て込むということで、私が、今回賛成したのは、財源の使途ですね、使い道ですね。当然、受益者負担といえども、入った手数料はどういう財源の使い道をするのか、ここを先般の付託委員会で、私、大分議論したと思うんです。町長も答弁していただいたんですけども、まだまだ町長も僕の考えに乗ってくれないと。理解はしていただいたと思うんです。

そこで、当然、こういう受益者負担のごみ収集の手数料、これ、住民さんから取る以上は、やはり手数料を一般会計に事務処理するのか、一般会計に受領すれば、当然ほかの部分に財源執行してしまうと。これが、何のためにごみ減量化、そして受益者負担のために収集しているのか、意味がわからんですね。私の案としたら、やはり当然特定財源として、ごみ焼却場の運転もしくはその維持管理、またまた行く行く切迫している焼却場の修理、その部分に特定財源として基金化するのが、当然公平・公正な税の執行と思うんです。これを担当の白井部長と、これ何年なるかな、4年も5年も議論しているんですけども、やはり我々の税金、いろんな手数料、これについては、このお金はこの部分に使いますよと、これはこうですよということをしていかんと、何もかも一般会計にどっぷり入れて、それを使えば、何に使うたか住民さんもわからんということで、今回、いろいろ委員会で私の意見も申し上げたんですけども、今回、残念ながら、この条例制定について一般会計ということに終わったんですけども。

ただ、1つ、私の考えを取り入れていただいたのは、町長は別として、住民部長の白井さんね、今、議事録見ているんですけども、家庭ごみの収集運搬については無料という形で、今回やっているわけですね。それで、私の言った中で、特定財源に使うと、基金化すると。今後、要望事項として、要望ということで取り入れていただいて、次回のときに、その改正の内容をあわせまし

て、基金とするなら、基金条例の提案させていただきますと、これを委員会で答えいただいていますので、次回、一般家庭ごみの第2期のときに基金化、提案させていただきますと。

私、次、選挙通ってきたら、この話は、手形は空手形じゃないと思いますので、その点踏まえて、この場でお約束して、賛成討論にかえさせていただきたいと思います。

以上。

和田博之議長 田島議員、これ討論ですからね、ここは。

田島乾正議員 討論ですよ。賛成討論、今、討論してますねんからね。

以上です、私の討論は賛成です。

和田博之議長 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。奥野議員。

奥野 学議員 賛成討論をさせていただきます。

今、環境を考えない企業は存続できないと言われていたとおり、環境問題は最重要課題となっております。そして、地球規模で環境問題に取り組む京都議定書におけるCO<sub>2</sub>、二酸化炭素の削減を初め、あらゆる国、地方自治体、個人、NPO団体などにおいて、それぞれが持続可能な取り組みを行っているところであります。

こうした背景の中、今回提案された岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正は、家庭から排出される粗大ごみの収集に係る有料化や、事業所から排出されるごみ処理手数料の適正化が盛り込まれております。また、以前から問題となっておりました資源ごみの持ち去り対策についても改正が行われております。これらの改正内容は、粗大ごみの排出抑制や事業所から排出されるごみ処理経費の適正化など、受益者負担の公平化が図られ、その結果、本町でのごみ排出量の削減につながるものであります。

また、今回の条例改正にはありませんが、ペットボトルや空き缶、空き瓶の分別収集の充実を図ることも説明を受けており、今後さらなるごみ抑制効果を促す、プラスチックごみの分別収集を検討し、早期の導入を期待するものであります。

よって、こうした考えのもと、今回の条例改正が環境問題に取り組む一環として評価し、賛成討論とするものであります。

以上です。

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

鍛冶議員。賛成ですか、反対ですか。

鍛治末雄議員 賛成討論。

和田博之議長 反対の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 なければ、はい、どうぞ。鍛治議員。

鍛治末雄議員 今現在でも事業系のごみは有料というようになっていると思います。あるところで、犬のブリーダーで、30匹、40匹を一般家庭で飼ってまして、おしめ等が1回の排出で、大きい袋で6つぐらい、週に2回やから10何個出していると。それを現在は無料でやっているみたいです。だから、今後は、ここに書いていますように、900円となりますけども、今現在もそういう実施があるのであれば、その条例に基づきまして、きちっとやってもらいたい。そういうことを望んで、賛成討論とします。

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第124号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第124号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第125号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。中原議員。

中原 晶議員 この条例は非常に難解でありました。賛成討論をさせていただくんですけども、少し心配な点がありますので、要望とあわせて、賛成討論とさせていただきたいと思いますが。

この改正の中で、障害等級の消防団員等の公務公害補償の障害等級の該当内容が、これまでは条例で定められておりまして、改定に当たっては議会の審議を経ていたというところが、この条

例改定におきまして、すべて規則で定めるといふふうに変えられておりまして、議決を必要としなくなるという点が1つ心配でありますので、今後、規則の改定に当たっても、何らかの形で議会へ報告をしていただいて、補償をしっかりとっていただくように厳正な運用をしていただくよう要望しまして、賛成討論といたします。

以上です。

和田博之議長 次に、原案反対の方の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第125号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第125号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第126号「岬町消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第126号「岬町消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第126号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第127号「岬町立幼稚園条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

中原 晶議員 反対討論をいたします。

幼稚園条例に関して、これまで月額8,000円だったものを1,000円値上げすると。月額9,000円にするという中身でありますけれども、これまで長年にわたって要望の強かった3歳児教育に踏み出すと、来年度から。ということですか、あと、水曜日が、これまで11時までの保育だったのが、午後2時まで延長時間とか、そういう形で幼稚園の教育について充実を図っていかうとすると。その点については評価できるんですけども、もともとこの値上げについては、集中改革プランの中では再来年の値上げの予定だったことであります。それを1年前倒して値上げするという点について、行財政改革委員会の中などで少し質問させていただいたときにも、まともな理由を示せていないというふうな印象を受けております。

そのときの説明では、保護者の同意が得やすいからというような発言をされたと思いますけれども、そのような安易な理由で、子育て世代への新たな負担をふやすことに対して反対と考えておりますので、この条例については反対いたします。

以上です。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第127号「岬町立幼稚園条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第127号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第128号「岬町公民館条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。中原議員。

中原 晶議員 この議案については、公民館条例の一部を改正するという事で、部屋を借りるときの料金の値上げがあるんですけども、値上げ幅のやや大きい部屋も見受けられますけれども、利用時間に準じた料金の改定というふうに感じられるところもありまして、また町財政の厳しさもかんがみまして、賛成いたしたいと思っておりますけれども、この公民館という施設の性質ですね、社会教育施設ということで、施設面、また運営面ともに、さらに充実に努めていただくように要望しまして、賛成といたします。

和田博之議長 次に、原案反対の方の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第128号「岬町公民館条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第128号は、原案のとおり可決されました。

以上で、二常任委員会に付託されました案件は、すべて採択されました。

各委員長さん並びに委員の皆さん、本当にご苦労さまでございました。

和田博之議長 日程2、議員提出議案第3号「岬町議会議員定数条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。議会議員、川端啓子君。

川端啓子議員 議長のお許しを得ましたので、議員提出させていただきます。

議員提出議案第3号

平成18年12月15日

岬町議会議長 和田博之様

提出者 岬町議会議員 川端啓子  
賛成者 岬町議会議員 岡本重樹  
賛成者 岬町議会議員 奥野 学  
賛成者 岬町議会議員 反保多喜男  
賛成者 岬町議会議員 竹内邦博

であります。

#### 岬町議会議員定数条例の一部を改正する件

上記の議案を地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由につきましては、

本町の財政状況は大変厳しく、例えば道路補修等住民生活の根幹をなす要望に対しても応じられない程悪化しております。又、超過課税や水道料金を始めとする公共料金の値上げなど住民に負担が強られることに議員として非常に心苦しく、苦慮する日々でもあります。

行政に対しては事務事業などの見直しでさらなる経費の縮減に努めるよう強く指摘するものがありますが、議会としても痛みを分かち合わなければと思うものであります。

そこで議会改革の一つとして、議員定数を削減し、支出の軽減を考えるものです。

区長会の要望としては「4名削減し、議員定数を12名に」との声がありました。

しかし議会構成や運営の円滑化を考える時、そして何よりも議員の使命である民意の反映が十分に果たせるかを考えた時に「2名削減し、議員定数を14名」にすることが現在の岬町議会にとっては最上の策であると考えました。

又、議員を削減した経費については単なる支出の縮減に当てるのではなく、住民に目に見える形で還元できるよう有意義に使って頂き、岬町の活性化につなげることを要望するものであります。

以上の主旨をもって「岬町議会議員定数条例の一部を改正する」件について議員提案するものであります。

#### 岬町議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）

岬町議会議員定数条例（平成14年岬町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条例中「16人」を「14人」に改める。

附則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

以上であります。よろしく申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。田島議員。

田島乾正議員 今、川端議員からの議員提案で、提案の主旨説明いただいたんですけども、説明書の中で、私ちょっと理解できませんので、1つご説明をいただきたいなと思うんですけども。議会改革の1つとして議員定数を削減しと、こういう文言が入って、そして議員の使命である民意の反映が十分に果たせるかを考えたとき、2名の削減が最上の策であると考えましたと。ここがどうも私の政策と合わんのは、ご提案は尊重すべきものですけども、私なりに常日ごろ、全国町村議会の活性化研究について、いろいろ勉強しているわけですね。

その中で、第2次地方(町村)議会活性化研究会の中では、まず分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策の中で、議員定数の部分にうとて、今の法定数では1町村当たり平均23.3人、そして条例定数は16.3人まで減少しているわけですね。そこで、地域住民の意思を反映できるようにすべきであると。

もう1点は、町村議会の機能を高めるための方策と、ここで議員定数の部分で、広く住民の意向を反映させることを基本理念としなければならないと。そのためには、その機能が十分発揮できる議員定数を確保すべきと。この部分があるんで、そこでちょっと全国町村議長会の研修事業の中の部分と、今回、川端さんがご提案された提案理由の部分で反比例しているんですね。その点ちょっとご説明していただきたいなと思います。

和田博之議長 川端啓子君。

川端啓子議員 今、田島副議長がおっしゃられるのは、ちょっとおっしゃられる意味が、私がもしかしてとらえ違ってたらいけないと思いますので、再度、田島副議長にお尋ねするんですけども、定数は減らさない方がいいというふうなお考えからご質問されたんでしょうか。

和田博之議長 田島議員。

田島乾正議員 いやいや、減らさないのではなくて、議会の機能が、住民の意思を反映するための議会の機能が十分発揮できる住民代表の議員を確保しなければならないということが、今、説明求めたわけですね。そしたら何名が議会運営が十分な機能かと。今、提案者が2名言うたんですね。2名で果たして、田尻町と違いまして、当町の場合はいろんな小島地区、そして両畑地区、大変飛び地になっていますんでね、十分な議員が機能できるのかなと、面積的にいいましてね。

その部分を今お聞きしたわけであって、何名とか言うてません。私は、当然、区長連合会さんには現状維持やと。なぜならば、やはり住民の意思を反映するんは信託受けた私ども議員でありまして、その議員をなくすということは、当然、やっぱり執行権者に対して、いろんな予算にしても決算にしても、それを目配りする監視役ですね、議員は。その監視役が数が減ったら届くんかと。住民の民意を反映できるんかちゅうことをお聞きしているんで、16人のところを14名にすれば、それ以上に議員の負担がかかってくるんじゃないだろうかという、そういう今質問したんで、それは提案者、ご自由にご説明いただいたらよろしいです。

和田博之議長 川端議員。

川端啓子議員 この議員の定数につきましては、16名がいいのか、はたまた16名の以前は20名でした。20名がいいのか、16名がいいのか、14名がいいのか、それこそ田尻町は12名に今回なったんですね、いいのか、その辺は何名がいいということは、これは言えないと思うんです。人数が少なかったら少ないなりに頑張るか、20名でも頑張らなかつたらいけないし、12名でも頑張つたらいけるし、その辺の定数の人数については、絶対に何名というのがいいということは、これはないと思います。

ただ、岬町議会におきまして、現在、定数16名ですけども、欠員1名で15名で機能しております。また、体調悪くて休まれて、このように、きょうも14名、初日の日も14名でした。でも、14名ででもこうしてやっているわけなんです。

余り私は減らしたら、それこそ、きのうお会いした人は岬町議会、3分の1にせえ、各地区から2名ずつで、6名でええんやというふうに私言われました。私、その方に対しては、そんな6名ってね、それだったら、今のこういう制度自体を変えて、議会というものは6名って、必要ないんちがうか。6名でやっていくということ自体は、それは無理やと思いますということは答えました。

今、私が今回2名削減し、14名というのは、本当に議員はそれは多い方が民意を反映できていいと思いますけども、やはり財政事情とか、いろんなことを考えたときには、できるどころ、議員も今までやっていた16分の1を、今度は14名になったときには、それをプラスして、今まで100あるものを16人でやってたのを、今度100あるものを14人で頑張っていくというんかな、それだけの、また1つ、自分がその分また仕事をしていくというんかな、そういうふうにしていかなければいけないから、その辺で14名というところの数字、それも別に、これも私は区長会から議員定数について何名がいいんかという回答については、2名以上削減というふうに私は回答を出しました。そして、私一人が何ぼいきっても可決しなければ何もなりません。

それで、議員定数について賛同する方と話し合いました。話し合った結果、やっぱり今の時期には、とにかくまず2名削減して頑張ることが一番妥当ではないかというところで、今回のこの数字になっているということです。

以上です。

和田博之議長 田島議員。

田島乾正議員 いや、何も私は提案者にそういう部分は聞いてないわけです。ただ、先ほど言ったとおり、議員の使命である民意が反映、十分に果たせるかを考えた上で2名の削減が最上の策であるかと、それお聞きしただけ。何も余り大意はございませんから、ひとつご理解していただきたいと思います。

和田博之議長 よろしいですか。

田島乾正議員 結構ですよ。

和田博之議長 ほかにございませんか、質疑。中原議員。

中原 晶議員 1つ質問いたしたいんですけども、今回2名の削減ということで、町財政が厳しいと。住民の皆さんにも負担をかけているということで提案されていますけれども、例えばですね、そしたら2名分の歳費の削減ということはお考えにならなかったのか。人数を減らすというのは非常に重大なことではないかなと思うんですけども、歳費を減らすことで財政のスリム化を議会としても果たしていくというお考えはなかったのか、そのあたりについてご説明いただけますか。

和田博之議長 川端議員。

川端啓子議員 今回、区長会からの質問事項の中に議員定数についてと歳費についてという項目がありました。歳費については、私は前回の15年の選挙のときの前に歳費の削減については、私はやっぱり仕事をしてもらう議員に出てきてもらおうと思ったら、やっぱりその辺の、ある程度生活できるというものの確保が大事やと思うので、前回のときには歳費の削減については現状維持という回答を出しました。

しかし、今回につきましては、やはり年金も皆さん減ってきているという、収入が減っているというこの状況下であって、やっぱり議員も、その辺も考えらなあかんということで、今回は歳費も削減というところに丸を入れました。

以上です。

和田博之議長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

中原 晶議員 原案に対して反対をいたします。

今回の議員定数の削減については、長い期間、自治区長の連合会の役員の皆さんから、議員定数を減らしてほしいということで要望があったということは聞き及んでおります。また、役員の皆さんが町財政が厳しくてスリム化を図る必要があると。議会もスリム化を図って、それにこたえてほしいという思いですとか、議員の不祥事ですとか、そのあたり、あと、議会活動が見えにくいとか、そういう思いもお持ちかと思うんですけれども、そのあたりから不審をお持ちになったり、そういう結果で定数を削減すべきだとお考えになるのも無理もないというふうにも、私自身は受けとめております。

ただ、議員というものの役割ですね。私たちの議員というものの役割がきちんと果たせるということを考えれば、議員定数を、人数を減らすということについては非常に重大な問題が起こるというふうに考えておりまして、反対したいと思っています。

その理由については、1つは、議員の仕事ですね、大きな1つとして、住民の皆さんの声を聞いて議会に届ける。その上で町政に反映させる。その人数が少なくなってしまうということで、きめ細かな声を町政に反映させることができなくなる。その結果、住民の皆さんの利益を守ることができないという部分が出てくるのではないかということで、これが1つ目の大きな反対の理由であります。

2つ目に、チェック機構の問題でして、岬町では4年前に既に4名削減されております。チェックの目がそれだけ少なくなったということでもありますけれども、今は町長の権限が非常に強められているときでありまして、こういうときに住民の立場で行政をしっかり監視していく、チェックしていくということが必要になっているときだというふうに感じています。特に岬町においては、町財政が危機的な状況にあるという中で、行財政の見直し、むだ遣いの点検ですとか、あとは大幅な福祉や住民サービスの切り捨てが行われている中で、それをしっかりとチェックして判断していく。住民の皆さんの利益を守るには賛成したらいいのか反対したらいいのか、よく審議も必要でしょうし、そのチェックの目が減ってしまう、頭が減ってしまうということについては、住民の利益から照らして、結果的には住民の皆さんに不利益をこうむるということになるのではないかと思いますし、過去に4年前ですね、既に4名減らした上で、さらにやみくもに減らしていくということは、町政の建て直しですとか、住民の皆さんの利益に逆行しかねない問題で

はないかというふうに考えています。

あとですね、先ほど、田島議員が少し触れられていたことと重なる部分があるかもしれませんがけれども、町村議会の方でも、議会の活性化という問題について触れられていまして、議員定数については、議会としての存立に議員が最低何人必要か、また人口に応じた適正規模はどうかといった点について、明確な理論的根拠はないと。その中で果てしない定数削減の圧力は、帰するところ、議会無用論、議会制民主主義否定にもつながるおそれがあるというふうに危惧しているというふうに書かれている部分があります。

この民主主義という点についても、1つ大きな問題があるというふうに考えています。議会制度というものは、長い期間をかけて、国民自身がつくり上げてきたものでありまして、多額の経費をかけて、地方議員を選挙して、在職させる制度を導入することを決意したという経緯があります。これは少し古い資料なんですけれども、1983年に、当時の自治省の行政課長でありました中島さんという方が、地方議会人という町村議長会発行の雑誌に掲載されている中身についてなんですけれども、国民が長い期間をかけて、多額の費用をかけて、地方議会というものを完成させていったと。

その2つの理由をここに示されているんですけれども、その1は、地方議員を通じて、地域住民の行政需要を的確に把握し、それを地方行政の制度、運営面に反映させるためだと。その2は、行財政権を一手ににぎっているため、専横に陥りやすい首長を監視させ、その行き過ぎをチェックさせるためだと。この大きな2点の目的を達成するために、住民、国民自身が長い期間をかけて苦勞してつくってきたと。これは民主主義に基づいてつくってきたものでありまして、それを後退させる結果にほかならないというふうに考えています。

議員定数を減らしていけば、選挙での当選ラインが当然上がるわけで、多くの得票が必要になります。このことでどういう影響が出るかということを考えまして、いわゆるさまざまつながりを持つ有力者の方々が、議会ですべての大半を占めるということになりかねない。一般住民ですとか女性や若い方が、まじめに町政の改革を願って議会に参加すると、そういう機会をどうしても狭めてしまう、そういう結果になりかねないという点で、大きな危惧をしています。このことは全国で、この間定数が削減されておりまして、その中で立候補者が減っているという事実が明らかにしているというふうに考えています。

先ほども質問させていただきましたが、財政のスリム化ということであれば、議員の職責を果たすための生活の保障という点も大切ですが、議員の頭を減らしてしまうと、そういうことではなくて、議員歳費を下げてでも定数を維持して、議員や議会がきちんと住民の皆さんに対

して、本来の責任を果たすということで、皆さんにこたえていくべきではないかと考えますので、提案については反対をいたします。

以上です。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。鍛冶議員。

鍛冶末雄議員 まず初めに、今出ました賛成者の中に私の名前は出てませんが、これは、私個人的に、ちょっと病欠してましたもんで、賛成の署名はしておりません。

議員の件ですけども、去年ぐらいまでは全国で3,200の自治体があったのが、今現在1,800何ぼと聞いております。それは地方の町村が中堅の市に合併したりしまして、やはり厳しいという財政状況のもとで、合併して、少なくなったと。ということは、それだけ議員が減っているわけです。今現在、岬町の議会を見ましても、この1年間の統計をとっていただいてもわかりますように、実質14名で運営しているという点からいきまして、決して難しい数字じゃないというのが2点目です。

それと、3点目は、今、行政の方でも厳しい町税を預かって、一生懸命に有効に使わなあかんということで、まず理事者の足元から削ったような格好で、一生懸命努力されていると。そういう点におきまして、何らか、やはり議会も今まで数々行政改革してますけども、こういう時期ですから、現状でいける数字でいけばいいということで賛成です。

以上です。

和田博之議長 次に、原案反対の方の発言を許します。福田議員。

福田 収議員 反対の立場で討論させていただきます。

私は、以前、区長会さんからのアンケートの中で、16名ということでアンケートにお答えさせていただきました。その理由は、やはり皆さん、今、大体おっしゃられてましたように、やっぱり町財政が非常に厳しい。そこで2名削減すれば、その分の経費が非常に助かるんじゃないか、こういう短絡的なことも考えられるわけでございますが、私は、その逆に、やはり住民の代表であり、議員はチェック機関であると。ここに重きを置きまして、やはり、これからこの厳しい中で一生懸命やっていくというのが、町を今の赤字再建団体になるかどうかという瀬戸際、これを救っていけるのは、やはり我々も一緒になって努力していかないといけないという気持ちであります。

チェック機関、チェック機関と言うけども、これを私なりに考えまして、例えば工場の生産ラインなんか置きかえたら、やはりそこにはいい商品を排出しようということで、いろんな検査機関、チェック機関が設けられていると思うんです。そのチェック機関であるのが、我々議

員の職責だと、責務だと思うんです。チェック機関を少なくしてしまうと、よからぬ商品も世の中にはまじってしまうおそれもあるというふうなことも懸念されます。やはり我々、行政に、議会に携わる人間として、これをやっぱり一番重んじて、ここでチェック機関を発揮しなければ、この危機を救うことができないということを私は基本に考えております。

それと、やはり岬町は面積的にも非常に広いですから、やはり地域の代表ということも兼ね備えて、現状の16人でやっていくのが一番いいのではないかと私は思います。よって、私はこの原案に対して反対させていただきます。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。辻下議員。

辻下正純議員 賛成討論を申し述べたいと思います。

議員定数条例の改正に関する私の意見を申し上げます。まず、私は、基本的に議会が住民代表として求められている役割を果たすためには、現在の16名が必要であると考えている。その上で、現在の岬町の財政状況を踏まえ、理事者の行政改革の取り組みと歩みを一つにする観点から、議会歳費や町歳費等を削減するのが本来の議会の改革のあり方と思う。しかしながら、住民代表として、町民の皆様の思いに反する行動をとることは、私の議員としての信念に反することである。地方自治法が改正され、議会の役割がこれまでも増し、重要になっていく中、定数が削減されると、それぞれの議員の役割は大変厳しいことになると思うが、議会も少数精鋭で頑張っていかなければならず、議員定数の削減に苦慮の思いで賛成するものであります。

以上でございます。

和田博之議長 次に、原案反対の方の発言を許します。田島議員。

田島乾正議員 私の考えを述べて、反対討論といたしたいと思います。

過日、ある新聞で、監視役果たせぬ議会と、こういうおしかりをペーパーに載っているわけですね。東大の名誉教授の大森 彌さんが、監視機能を強化するならもっと議会に責任感を持たせと、そういうコメントしているんですけども。結局、こういう削減、削減と言われるのは、いろんな要因があって削減の声が上がっているんですけども、削減すれば、当然監視役を少なくせえちゅうたのに、どうも僕から見たら、おかしいなと。やはり我々の税金を執行するに当たって、当初予算にしても、いろんな監視役でチェックするんが住民代表の議員であって、予算を執行した決算について、むだな使い方してないかという指摘するんが僕たちの議員の責務であって、それを削減していったら、指摘する代表者がなくなってきたら、当然、予算編成、決算処理について、町長以下職員の方はやりやすいと思うんですな。その意味で、これからちょっと述べたいと思います。

議会は何のために、だれのためにという根本はどこへ行ってしまったんやと。そういう考えをまず言いたいと思います。最近、テレビのスイッチ入れれば、何々県の知事が収賄容疑で逮捕、何々罪で起訴、いろんなものが目に飛び込んで、耳に入ってきますんですね。何も他の自治体の事件を申し上げたいんじゃないじゃなくて、当町においても同じような事件が発生した記憶は新しいですね。やはりこういう腐敗暴走を防ぐには、議会は役割を果たしてないと。それが結論、私の考えた結論ですわな。

そこで、やはり役割を果たそうと思ったら、少人数で果たせますか。少人数で責任感持つ人がたくさんおればいいんですけども、やはり数あれば、その数も比例して多くなると。私の考えですので、歯車合わん方は耳伏さしてもうても結構ですよ。

やはり監視役、これを1人でもなくせば、住民代表として、住民の意思を反映できないと思うんですわ。これは数の論理を言うてるんじゃないんですわ。前回、4年前には議員定数20を4名を削減、これは16名で今日まで議会運営してまいりました。そして、今回また2名の削減の提案、今出されているんですけども、定数削減は期するところなく、議会無用論。結局、議会民主主義の否定にもつながると、私はそういうぐあいに考えているわけですね。やはり住民代表の監視役の削減は、結局いかなものかなと。

先ほど質疑の中で、町村議会の活性方策、いろんな町村議会の機能を高める方策をるる述べたんですけども、やはり町村議長会、この議長会の理事長等いろんな議員研修事業に反すると僕は思うんですわ。いろいろ資料も読みました、住民代表として、議員として。またそして、先般、皆さん記憶新しいと思うんですけども、11月30日に、忠岡町の役場において、大阪府南部地区議会議員セミナーで、講師、記憶あると思うんですけども、全国町村議長会政務・議事調査部長、岡本光雄氏、この講話においても、私が今言うてる中身のとおりに、講話しているわけですね。これ以上の削減は極力食いとめるようにと。もっと議会に責任と緊張感を持つべきであると。そういうことを述べているんですわ。なぜかという、岡本氏は、予算編成についても、決算の処理についても、議員はまだまだ勉強していかんなん段階の、僕も含めてですよ、あるんですね。やはり予算編成、決算の結果、これについて次年度の予算については、これだけ予算したらあかんぞというその部分についても勉強せなあかんと、岡本氏の話は。そのためには、やはり監視役を少なくすれば、当然プロの行政マンには負けますよと、そういうことを私は私なりに受けとめたわけです。

ということで、3期14年近く、この町村議長会の事業研修を目的に、今日まで議員として、いろんな委員会、本会議場ではっきり物を言わせていただきました。ということで、はっきり物

言う議員をこれ以上少なくすれば、皆さん、当然、理事者が、行政マンには太刀打ちできません、住民代表として。そこを、私は、岡本氏と私の政治信念が合致いたしましたので、本提案は反対意見を述べて、終わらせていただきます。

以上です。

和田博之議長 次に、原案賛成の方。出口議員。

出口 実議員 賛成討論でございます。

今、反対討論、賛成討論の各議員のいろいろな意見を聞かせていただきました。けれども、根本的に、我々議員がとるべきことは、やはりなぜ今回、前回はそうですけども、区長会から議員削減の申し出があったかということに関してね、我々議員ももっと足元を見直してですね、もっと掘り下げて、その部分を考えてみないといかんと思います。

だから、きょうもたくさんの区長さん方が見えられております。その中で、実際、区長さんの今の反対討論、賛成討論のいろんな意見が出ましたけども、区長さん方にもいろんなとり方もあると思います。ともに、いろんな腹立たしいこともあると思います。というのは、なぜ私は、今現在16名の定数がありながら、常時欠員1名という中で、14名、1名がいつも欠席状態にあるということは統計的に出ております。そういういろんなものを判断された中で、区長会から議員定数に関しては、14名、2名の削減でいいんじゃないか、もしくは12名でいいんじゃないかということが申し出があったと、私は理解しております。

その中で、やはり区長会から申し出が出るということは、各区の区長さん方も、住民の代表であると私は思いますんでね。特に我々議員も、再度、この区長会からの申し出は、より以上に厳しく受けとめて、理解し、再度我々議員は努力をしていかないかんと思います。そういう中で、特に今現在の我が町の財政面も非常に苦しい中でございます。だから、また財政面も豊かになってくれば、またその辺の議員の定数の復元を目指してやっていくのも1つの案ではないかと思えますんで、よって、この定数削減に関しまして、私は2名の削減に賛成いたします。

以上です。

和田博之議長 次に、原案反対の方、おりませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 いなければ、ほかに討論は賛成ですか。谷本議員。

谷本 貢議員 今は岬町の財政状況は、極めて厳しいものがあります。また最近、新聞、テレビ等では、北海道の夕張市のように、膨大な赤字を抱え、行財政運営全般を根底から見直しをしていると聞き及んでおります。それによりますと、職員の退職手当が、現在は57カ月分ですが、

22年には20カ月分と。この計算をしてみますと、50万の給料をもらっている人が、20年には退職金が1,000万に減ってしまうということで、職員の方がどんどんやめていっているという話も聞き及んでおります。また、各種団体の補助金についても80%から削減、それから一番問題なのは、現在7校ある小学校が、平成22年には1校になると。それからまた、4校ある中学校も、また22年には1校になると。また、職員さんの給料ですが、現在15%カットされておりますが、平成19年度では平均30%カットされると、このように聞き及んでおります。

以上のことから、岬町の議員の定数削減については、前回4名減らしているから、今回は見送ってはどうかという意見も聞かれました。私もそう思いました。しかしながら、現在の岬町の財政状況を見たときに、私は、4年先では遅過ぎると思います。夕張市のようにってからでは遅いのです。今こそ、住民、行政、議会が一体となって、痛みを分かち合い、この難局を乗り切るためにも、私は、議員定数を2名削減し、議員定数を14名にするこの議案に賛成をするものであります。

以上です。

和田博之議長 次に、原案反対の方の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。原案賛成ですか、反対ですか。

奥野 学議員 賛成です。

和田博之議長 奥野議員。

奥野 学議員 私は、以前から議会において、まず第一に、改革できることは、議員定数の削減であると訴えてまいりました。今回の9月議会での一般質問の中でも質問させていただきましたが、今年度並みの予算規模では、少なくとも1億5,000万円の歳入不足が見込まれているわけであり、さらなる事務事業評価を徹底的に進めなければ、19年度予算編成ができないわけであり、来年度より、町民の皆様にも固定資産税の超過課税、上下水道料金などで大変大きな負担をおかけするわけであり、石田町長を初め職員の皆様にも給与のカット、草刈りなどのボランティアをしていただいております。私は決して単に住民の代表である議員の数を減らせばよいと言っているのではありません。民間企業はもとより、町においても事務の見直し等により、サービスの低下を最小限にした合理化を進めています。

そこで、当議会の議員定数を2名減の14名で、住民代表としてのさらなる努力をし、住民の皆様とともに痛みを分かち合わなければならないと切に考えます。

よって、今回の定数削減の条例改正が議会改革の一環として評価し、賛成討論とするものであ

ります。

以上です。

和田博之議長 次に、原案反対の方の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第3号「岬町議会議員定数条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

和田博之議長 以上をもって、今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成18年第4回岬町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。

(午後0時05分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成18年12月15日

岬町議会

議 長 和 田 博 之

議 員 奥 野 学

議 員 中 原 晶